

横浜商工会議所「平成 18 年度税制改正に関する要望」 と税制改正の方向性について

(◎要望どおり実現、○中小企業に限って実現する見込みのもの、
△一部要望が受け入れられたものまたは検討事項とされたもの、×実現不可)

横浜商工会議所 平成 18 年度税制改正に関する要望項目	要望実現状況 平成 18 年度税制改正大綱より抜粋
<p>1. 中小・小規模事業者の事業基盤を強化するために、以下の見直しを行うこと</p> <p>景気の回復をより着実なるものとしていくためには、全事業所数の9割以上を占める中小・小規模事業者の事業基盤の強化を税制面からもバックアップしていくことが極めて重要であります。</p> <p>そこで、以下の点について見直しをされるよう要望いたします。</p> <p>①中小法人への法人税の軽減税率の適用所得金額を2倍程度に引上げる こと</p> <p>②所得税の青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を3年から5年以上に延長すること</p> <p>③個人事業税の事業主控除額を引上げる こと</p> <p>④同族会社の留保金課税を全廃する こと</p>	<p>(×)</p> <p>(×)</p> <p>(×)</p> <p>(△) 同族会社の留保金課税制度について、次の見直しを行う。 ①対象となる法人を同族関係者1次グループで株式等50%超保有の会社 のみに限定する。</p>

⑤青色申告書を提出する中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇税制措置(中小企業投資促進税制)を継続させること

2. 中小企業の事業承継を円滑に進める観点からの見直しを行うこと

わが国では、中小企業の事業承継に関する税制として、一定の条件のもとに、自社株を相続する場合に相続税の課税価格を10%軽減する制度等が設けられておりますが、欧州諸国の制度と比較すると不十分であるといわざるを得ません。

そこで、事業用資産は非課税とするか、欧州諸国並みに、5年程度の事業継続を前提に、少なくとも相続税の課税価額の5割を控除できるような

②留保控除額を次に掲げる金額のうち最も多い金額とする。

・所得基準:所得等×50%

(大企業は所得等×40%)

・定額基準:年2,000万円

・積立金基準:資本金×25%

－利益積立金

・自己資本比率基準

:自己資本比率30%到達まで

の額(中小法人のみ)

同族会社の留保金課税制度のあり方については、今般の制度改革の効果、平成18年5月の新たな会社法施行後の事業形態の選択の状況、今後の抜本的な税制改正に伴う税率構造の変化、法人経費の更なる適正化のあり方等を踏まえ、今後とも検討を行う。

(◎) 中小企業投資促進税制について、対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加えるとともに、対象資産から電子計算機以外の器具・備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(△) 相続税の物納制度について、手続きの明確化・迅速化等の観点から、次の見直しを行う。

①物納許可基準の緩和・明確化

・物納不適格財産の明確化

→取引相場のない株式について

は、譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は、業績等を問わずに認める。

②物納手続きの迅速化・明確化

制度を創設されるよう要望いたします。

なお、そうした制度が速やかに創設できない場合には、①現在、非上場株式は、買い受け人が確認できる場合に限って物納を許可しておりますが、入札等で売却可能な非上場株式であれば物納を許可すること、②現在、物納申請から許可までの期間に制限がないものを、許可までの期限を明確にするなど、物納完了までの手続きを短縮すること、③相続税の延納利子税率の軽減を図ること等々実現していただくよう要望いたします。

3. 設備投資・試験研究を支援するために、以下の見直しを行うこと

キャッシュフロー経営の重要性が高まる中で、投資コストは可能な限り早期かつ完全に回収することが企業経営にとって重要な課題となっております。こうした観点から、米国の加速度償却制度などを参考に、わが国の減価償却制度を見直されるよう要望いたします。

また、当所会員アンケート調査によると58%の会員が平成15年度から3年間の時限措置として導入された設備投資減税や試験研究税制の継続等を求めていますので、次のとおり要望いたします。

①法定耐用年数の短縮や償却可能限度額の引上げなどによって、減価償却制を見直すこと(例えば、事業用定期借地権上の建物の法定耐用年数を短縮させること)

②特定情報通信機器を取得またはリー

・物納許可に係る審査期間の法定
→税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から3ヵ月以内に行う。

・物納手続に必要な書類の明確化
→物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定める。

③その他納税者の利便の向上等

・相続税延納中の物納の選択

→相続税延納中に延納が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、物納を選択することができる制度を創設する。

(△) 減価償却制度は、最近償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、税制の抜本

スした場合の優遇措置(IT投資促進税制)を継続させること

③中小企業のみしか認められていない少額減価償却資産の特例措置を、大企業も活用できる仕組みに改めるとともに、その適用期間の延長を図ること

的の改革と合わせ、総合的に見直しを検討する。

(○) IT投資促進税制を廃止し、新たに情報基盤強化税制を2年間の時限措置として創設する。

☆情報基盤強化税制

- ・青色申告書を提出する事業者が、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものの取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の10%相当額の税額控除と50%相当額の特別償却との選択適用ができる制度を創設する。
- ・資本金1億円以下の法人については、一定のリース資産の貸借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、基準リース費用の総額の60%相当額について10%相当額の税額控除ができることとする。

【対象投資の内容】

- ①OS及びこれと同時に設置できるサーバー
- ②データベース管理ソフトウェア及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- ③ファイアーウォール(①または②と同時に取得されるものに限る)

(○) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例(資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未

④中小企業者等の試験研究費の総額に対する税額控除制度(中小企業技術基盤強化税制)を継続させること

⑤一定の開発研究用設備を取得し、国内で開発研究の用に供した場合に認められる特別償却制度を継続させること

⑥試験研究費の総額に係る特別税額控除制度を継続させること

4. 固定資産税の仕組みを見直すこと

横浜市域では、地価の下げ止まりないしは上昇傾向が一部で見られることから、土地にかかる固定資産税の負担増を懸念する声が出てきております。

また、建物にかかる固定資産税については、再建築価格を基準とする評価方法が採用されているために、固定資産税評価額が時価を上回るケースが出てきております。

さらに、償却資産にかかる固定資産税については、免税点が低く、小規模な設備の償却資産にも課税されることになるため、設備投資に前向きな中小企業に過重な負担を強いている場合が少なくありません。

そこで、以下の点について見直しされるよう要

満の減価償却資産を取得した場合全額損金算入(即時償却)を認める制度)について、特例の適用対象となる損金算入額の上限を年間300万円とした上で、適用期限を2年延長する。

(◎) 中小企業技術基盤強化税制については、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費(前3事業年度の試験研究費の平均額)を上回る部分の税額控除率につき5%を加える措置を2年間の時限措置として講ずる。

(×)

(×)

望いたします。

①非住宅用地にかかる固定資産税について、負担の適正化・均衡化を図る観点から、負担水準の上限70%を60%程度に引下げること

②建物の評価基準は、経済的耐用年数を重視した評価価格に見直すとともに経年減点補正率基準表における残価率20%を減価償却資産並みの10%に引下げること

③ものづくり産業を支援する観点から、免税点の150万円を引上げるなど、償却資産にかかる固定資産税の仕組みを見直すこと

5. 退職給与引当金にかかわる税負担を軽減させること

退職給与(給付)は、合理的に算出でき、将来費用として支出されるものであることから、商法及び企業会計では、債務として計上しなければならないとされているにもかかわらず、税法上は、近年の改正によって、退職給与引当金繰入額の損金算入を認めなくなりました。

その結果、引当金勘定の残高については、定められた期間内での取り崩しを余儀なくされ、戻入益の発生によって、新たな税負担が生じるなど、企業経営にも影響を与えてきております。特

(x) 商業地等の固定資産税については、課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から地方公共団体の条例に定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

(x)

(x)

(x)

に、平成19年以降は、団塊の世代への退職金支払いが急増するため、企業経営をさらに圧迫し、いわゆる退職金倒産が増える可能性も否定できません。

そこで、退職給与引当金繰入額の損金算入制度の復活又は、取り崩し期間の延長等によって退職給与引当金にかかわる税負担を軽減されるよう要望いたします。

6. デフレ克服・内需の拡大を図る観点から、以下の見直しを行うこと

デフレ克服・内需の拡大のためには、個人消費や不動産投資等への意欲を引き出すための呼び水となるような税制の見直しが必要であります。

そこで以下の点について見直しされるよう要望いたします。

① 景気を一刻も早く本格的な回復軌道に乗せるためには、国内消費を拡大させることが第一であることから、交際費にかかる課税の仕組みを見直すこと

具体的には、「定額控除限度額内の10%課税制度は即時廃止すること」、「資本金1億円を超える大法人にも損金算入を認める」、「社会通念上必要な慶弔費を交際費として認める」など、非課税枠の拡大を図ること

(△) 交際費について、中小企業に限って認められている損金算入の特例措置を2年延長するとともに、課税の範囲の明確化を行う。

① 損金算入の特例の延長

・資本金1億円以下の企業に限って認められている交際費の損金算入特例(損金算入限度額を定額控除(400万円)×90%とする)を2年延長する。

② 交際費の課税上の範囲の明確化

・交際費の範囲については、会議費

<p>② 住宅ローン利子の所得控除制度を創設すること</p> <p>③ 新耐震基準以前の住宅の建替を支援するために、優遇税制措置(例えば耐震改修費の一部を所得税・個人住民税から控除できるようにすること、あるいは、不動産取得税や固定資産税を減免すること)を創設すること</p> <p>④ 個人における土地取得のための借入金利子を損益通算の対象から除外するという措置を廃止すること</p> <p>⑤ 不動産の売却損が生じた場合には、他の所得との損益通算を認めること</p> <p>⑥ 事業用資産の買い替え特例の繰り</p>	<p>等の隣接費用との区分が不明確であることから、課税の範囲の明確化を行う。</p> <p>→実務上、一人当たり3,000円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたところ、交際費とは別に一人当たり5,000円以下の飲食費について損金算入を認めることを明確化する。</p> <p>(×)</p> <p>(◎) 所得税における耐震改修税額控除制度及び固定資産税における減額制度を創設する。</p> <p>①耐震改修税額控除制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の区域内において、住宅(昭和56年5月31日以前に建築された家屋)の耐震改修をした場合には、費用の10%相当額(上限20万円)をその年の所得税額から税額控除する措置を平成20年末までの時限措置として講ずる。 <p>②住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅(昭和57年1月1日以前から存していた家屋)に耐震改修工事(一戸当たり工事費30万円以上)のものを施した場合には、固定資産税の税額を2分の1に減額する措置を平成27年末までの時限措置として講ずる。 <p>(×)</p>
---	--

<p>延べ割合を上げること</p> <p>⑦ 不動産の登記に係る登録免許税を軽減させること</p> <p>例えば、投資法人やSPCを通じた不動産の流動化における所有権等の移転に係る登録免許税の軽減措置を継続させること</p> <p>⑧ 不動産取得税における土地の課税標準額2分の1の軽減措置の延長、並びに不動産取得税の税率3%の軽減措置を延長すること</p>	<p>(×)</p> <p>(×)</p> <p>(△) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の措置として、土地に関する次の登記に対する登録免許税の税率を、それぞれ次のとおり軽減する。</p> <p>① 売買による所有権の移転登記1% (本則2%)</p> <p>② 所有権の信託の登記(0.2%) (本則0.4%)</p> <p>SPCが資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、不動産の所有権の移転登記にあたっては、軽減税率を0.6%から0.8%に上げた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(◎) 不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%としている特例措置について、次のとおりとする。</p> <p>① 住宅及び住宅用地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。</p> <p>② 商業地等の住宅用地以外の土地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。</p> <p>③ 店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止する。ただし平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準</p>
---	--

⑨ 特別土地保有税については、平成15年度の税制改正の中で、「当分の間、課税を停止すること」が決定しているが、土地の有効活用を促進する観点から、速やかに廃止すること

⑩ 自動車所得税については、新車の購買意欲を削ぐ税制となっており、また、消費税との二重課税にもなっているので廃止すること

税率を3.5%とする経過措置を講ずる。(以降は4%)

宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成21年3月31日まで延長する。

(△) 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置についてその適用期限の延長等所要の措置を講ずる。

(△) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり重点化した上、2年延長する。

①平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものについて、取得価格から30万円を控除する。

②平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、取得価格から15万円を控除する。

車両総重量が、3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすものであり、かつ、排出ガス性能の良いものに係る自動車取得税について、当該自動

7. 法人税の欠損金の繰越控除期間と繰戻し還付期間を延長すること

わが国においては、平成16年度税制改正により、欠損金の繰越控除期間は、5年から7年に延長されたところですが、国際的に見ても不十分といわざるを得ません。また、欠損金の繰戻し還付制度は、歳入不足を理由に、平成4年度から運用停止となっております。

企業は、本来、継続を前提として存在しており、営業年度は、人為的に区切ったものにすぎないことから、損失も利益も一体のものと理解されております。

そこで、欠損金の繰越控除期間のさらなる延長と繰戻し還付の凍結解除・期間の延長が行われるよう要望いたします。

8. 貸倒損失・貸倒引当金に関する税務処理は、企業会計基準との整合性を図ること

企業会計基準では、不良債権が発生した場合、将来取り立て不能見込み額を貸倒引当金として計上する必要があり、他方、法人税法は課税対象となる所得が過少に計算されることのないよう償却できる基準を厳格にしています。このため、銀行の自己査定等で実質破たん先となったもの

車の取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは、次のとおり特例措置を講ずる。

- ①低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年自動車排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものについて、自動車取得税の税率から100分の2を控除する。
- ②低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合したものについて、自動車取得税の税率から100分の1を控除する。

- (○) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の創業5年以内の中小企業者の適用除外措置を2年延長する。

(×)

であっても、税法上では、法的整理や担保処理などにより損失が最終的に確定するまでは、有税償却を余儀なくされているのが実情であります。

企業会計と税法上の整合性を図るためにも、貸倒損失または貸倒引当金り税務処理は企業会計基準に合わせたものとするように要望いたします。

9. 印紙税の仕組みを見直すこと

印紙収入は、いまや相続税収に匹敵する歳入規模(約1兆円)となっているものの、インターネットを使った商取引によって、公然と税負担を免れるケースが増えてきております。

また、当所には、「課税の根拠が明確でない」「仕組みが複雑で、商取引の活発化・円滑化に支障をきたしている」「請負契約書、消費賃借による契約書に係る印紙税や約束手形・為替手形に係る印紙税の負担が重い」といった声も寄せられております。

そこで、印紙税については、公平性・中立性・簡素化の観点から見直しが行われるよう要望いたします。

10. 事業所税は廃止すること

平成15年度税制改正により、新增設にかかる事業所税は廃止されておりますが、事業所の床面積と給与支払額を課税対象とする事業にかかる事業所税は、依然として存続しております。

特に、従業員を採用すればするほど(給与を多く支払えば支払うほど)、事業主は多くの税金を納めなければならず、また、申告業務も煩雑であるために、当所には廃止を求める声が数多く寄

(x)

せられております。

そこで事業にかかる事業所税も速やかに廃止されるよう要望いたします。

11. 三位一体改革を着実に進めること

三位一体の改革は、国から地方への税源移譲を進めるとともに、地方のあるべき行政サービスの水準について、国と地方の間で十分な議論を行った上で、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の見直しを進めていくことが重要であります。

特に、税源移譲の方法については、国税の負担を減らし、その分を地方税に廻すこと、すなわち、納税者全体で見た税収額はあくまでも増えないことを前提として、税源の偏在が少ないとされる所得税・消費税から、個人住民税・地方消費税への移譲を着実に進められるよう要望いたします。

12. 金融所得課税の一体化を推進すること

少子・高齢化の進展から貯蓄率が顕著な低下傾向を示す中、経済の活性化のためにも、現存する金融資産を効率的に活用することが重要であるとの認識の下、政府税制調査会では、金融小委員会が中心となって、利子、配当、株式譲渡益など様々な法定の所得区分に属する金融資産の運用から生じる所得については金融所得として一本化し、課税する仕組みを議論してきております。

(x)

(Δ) 所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を行い、その際個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図る。

具体的には、次のとおりである。

- ①個人住民税は、応益性や偏在度の縮小といった観点から踏まえ、所得割の税率を10%にフラット化する。
- ②所得税は、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、より累進的な税率構造(5、10、20、23、33、40%)を構築する。
- ③所得税と個人住民税の人的控除の差に基づき全所得者層に生ずる負担増については、所得税の税率の

そこで、納税者の混乱を招かぬよう制度改変の手順にも留意しつつ、また、所要のシステム構築といった面にも十分配慮しながら、金融所得の損益通算や損失を次年度に繰越す損失繰越を幅広く認める制度を構築されるよう要望いたします。

刻みや個人住民税の減額措置により調整を行う。

(△) 我が国金融・証券市場の透明性・効率性の向上、個人投資家の市場参加の促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策についても、金融を取り巻く諸状況を踏まえ、検討を行う。また、納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び納税者の税制への信頼の向上に資するため、番号利用にかかるコスト、プライバシー保護の問題を含めた種々の問題を留意しつつ、その導入に向けた取組みを進める。